第二章　経過措置

（独立行政法人海上災害防止センターの解散の登記の嘱託等）

第七条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により独立行政法人海上災害防止センターが解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

附　則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十五号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第六十五号

電波法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十六号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の九の十二中「第百三条の二第四項第八号」を「第百三条の二第四項第九号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百三条の二第四項第八号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十六号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改める。

第一条の十第一項を削り、同条第二項中「第七条の四の二第二項第二号ロ」を「第七条の四の二第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「、第四号ロ」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条第一項の表中㈤の項を削り、㈥の項を㈤の項とし、㈦の項を㈥の項とし、同表㈥の項中「第五十三条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三条第三十八項及び第三十九項」に改め、同項を同表㈦の項とする。

第三条の二の二第一項中「第九条の八の六第三号」を「第九条の八の五第三号」に改め、同条第二項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第三十四項」に改め、同項第三号中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第三条の三を削る。

第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同条を第三条の三とする。

第三条の三の三（見出しを含む。）中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第三十九項」に改め、同条を第三条の三の二とする。

第三条の四第一項中「第九条の八第三項」を「第九条の九第三項」に改め、同条第二項中「第九条の九の八第三項に」を「第九条の九の四第三項に」に改め、同項第三号中「第九条の八第三項第四号」を「第九条の九の四第三項第四号」に改める。

第三条の四の二第二項第二号中「第九条の九の八第一項各号」を「第九条の九の四第一項各号」に改める。

第三条の四の三第一項中「第九条の九の九第三項」を「第九条の九の五第三項」に改め、同条第二項中「第九条の九の九第三項に」を「第九条の九の五第三項に」に改め、同項第三号中「第九条の九の九第三項第四号」を「第九条の九の五第三項第四号」に改める。

第三条の四の四第二項第三号中「第九条の九の九第一項各号」を「第九条の九の五第一項各号」に改める。

第三条の六を次のように改める。

第三条の六　削除

第三条の九を次のように改める。

第三条の九　削除

第九条の七を次のように改める。

第九条の七　削除

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十四第一項」を「第四十八条の九の十六第一項」に改め、同条第三項中「含む。）」の下に「並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十四第二項並びに第四十八条の九の十五第二項及び第七項」を加える。

第十条の二第一項中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改め、同項の表中㈤の項を削り、㈥の項を㈤の項とし、㈦の項を㈥の項とする。

第二十四条の二十二中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改める。

第二十五条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第七百四十八条第一項の承認」を「第七百四十八条の承認」に、「同項の」を「同条の」に、「掲げる同項」を「掲げる同条」に、「地方税関係帳簿（以下第二十八条まで）を「地方税関係帳簿（以下第二十九条まで）に、「係る同項」を「係る法第七百四十八条」に改め、同項第二号中「第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項」を「第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「第七百四十八条第一項の表」を「第七百四十八条の表」に、「法第七百四十八条第一項の各号」を「同表の各号」に改め、同条第二項から第六項までを削る。